

対 象	特例率	取得期間	対象期間	条 文 (地方税法)	該当区分			
					土地	家屋	償却資産	
公共の 防止 施設 の 危害	水質汚濁防止法の汚水又は廃液処理施設	2分の1	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	適用年度 以降継続	附則第15条 第2項第1号			○
	下水道除害施設	5分の4			附則第15条 第2項第5号			○
再生 認定 発電 エネルギー の	太陽光発電設備 (1,000kW未満)	3分の2	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	3年度分	附則第15条 第25項第1号イ			○
	風力発電設備 (20kW以上)	3分の2			附則第15条 第25項第1号ロ			○
	地熱発電設備 (1,000kW未満)	3分の2			附則第15条 第25項第1号ハ			○
	バイオマス発電設備 (10,000kW以上20,000kW未満)	3分の2			附則第15条 第25項第1号ニ			○
	太陽光発電設備 (1,000kW以上)	4分の3			附則第15条 第25項第3号イ			○
	風力発電設備 (20kW未満)	4分の3			附則第15条 第25項第3号ロ			○
	水力発電設備 (5,000kW以上)	4分の3			附則第15条 第25項第3号ハ			○
	水力発電設備 (5,000kW未満)	2分の1			附則第15条 第25項第4号イ			○
	地熱発電設備 (1,000kW以上)	2分の1			附則第15条 第25項第4号ロ			○
	バイオマス発電設備 (10,000kW未満)	2分の1			附則第15条 第25項第4号ハ			○
水防法の浸水防止用施設	3分の2	平成29年4月1日 ～令和8年3月31日	5年度分	附則第15条 第28項			○	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅	2分の1 (注)	平成27年4月1日～ 令和7年3月31日	5年度分	附則第15条の 8第2項		○		
家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業	2分の1	平成29年4月1日～	適用年度 以降継続	法第349条の3 第27・28・29項		○	○	
市民公開緑地 (緑地保全・緑化推進法人が設置する一定の市民緑地)	3分の2	平成29年4月1日～ 令和7年3月31日	3年度分	附則第15条 第32項	○			
長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション	3分の1 (注)	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	1年度分	附則第15条の 9の3第1項		○		

(注)は、固定資産税の減額割合(その他は、課税標準額に乗ずる特例率)